

3 地区別屋外広告物ガイドライン

(新宿区景観まちづくり条例第9条第1項の規定に基づく景観形成ガイドラインとする)

新宿区では、個性的で多様なまちの魅力を高めるため、「屋外広告物に関する景観形成の方針」の「地域特性を活かした広告のルールづくり」に基づき、地区別屋外広告物ガイドラインの策定地区を追加していきます。

■ 様々な視点からの検討

地区別の検討にあたっては、有識者、広告関係団体の代表者、地元関係者と、様々な視点からの意見を踏まえ、適正な景観誘導*を検討します。



■ 方向性と詳細なガイドライン

地区別の検討内容は、景観形成方針と地区別屋外広告物ガイドラインです。

「景観形成方針」は新宿区景観まちづくり計画の区分地区に定めるものであり、建築物・工作物等のほか、屋外広告物に関しても、景観形成上の方向性を示しています。その方向性を受け、地域発意の規制強化、屋外広告物を活用したエリアマネジメント*の取組みと連携した規制緩和などを検討します。

「地区別屋外広告物ガイドライン」は、検討区域において「景観誘導項目」を定め、建築物の新築等と屋外広告物の設置時に関する誘導内容を検討します。地区別屋外広告物ガイドラインの内容は、区と広告主が行う景観事前協議の際に活用します。その他、区民、事業者等へ周知啓発で広く活用していきます。

■ ガイドラインを活用した景観事前協議の対象

以下の要件が協議の対象です。

- (1) 新宿区景観まちづくり計画等に基づく届出対象行為のうち建築物の新築等
- (2) 新宿区景観まちづくり条例に基づく景観事前協議の対象となる屋外広告物の表示又は設置等

建築物の
新築等

屋外広告物の
表示又は設置等

※屋外広告物の表示又は設置等は①及び②を満たすものです。

- ① 東京都屋外広告物条例*の規定による許可の申請が必要な屋外広告物
- ② 建築物若しくは工作物に附帯し、又は土地に定着する広告塔、広告板(小型広告板を含む)、電柱又は街路灯柱の利用広告、標識利用広告、アーチ及び装飾街路灯並びに建築物若しくは工作物又は土地に表示するプロジェクションマッピング*

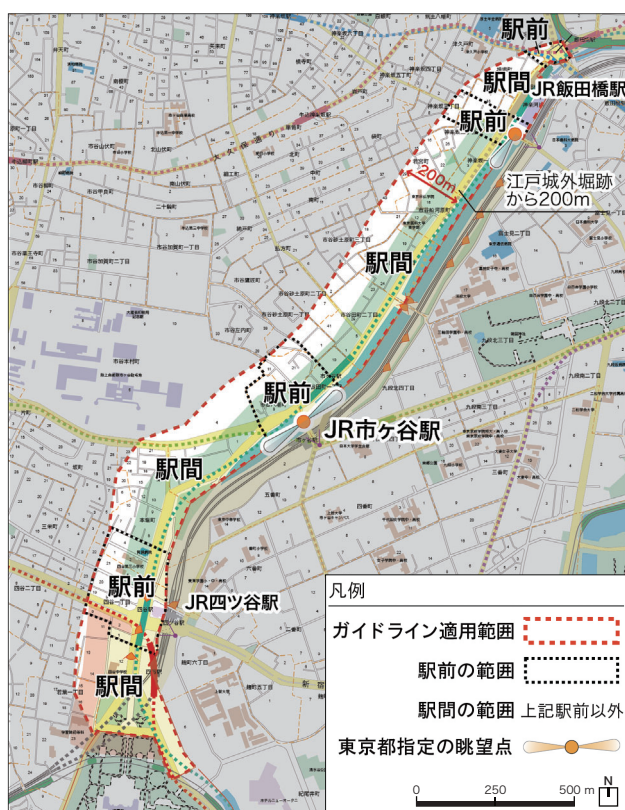
3-2 外濠周辺地区

ガイドラインの適用範囲 国史跡江戸城外堀跡 及び 江戸城外堀跡から200mの範囲

ガイドラインの適用範囲である地図上の赤い点線の概ねの範囲には、新宿区景観まちづくり計画の区分地区「歴史あるおもむき外濠地区」の屋外広告物に関する景観形成方針が適用されます。

景観誘導項目の適用範囲はガイドラインの適用範囲と同じ範囲です。

地区別屋外広告物ガイドライン(外濠周辺地区)ではガイドラインの適用範囲を「駅間」と「駅前」に大きく区分けをしています。地図上の黒い点線の範囲を「駅前」とし、その他の範囲は「駅間」となります。



ガイドラインの適用範囲



駅前：JR飯田橋駅東口



駅前：JR飯田橋駅西口



駅前：JR市ヶ谷駅



駅前：JR四ツ谷駅

景観誘導項目

外濠の歴史的文化財や風致としての価値、地域の特性等を鑑み、景観誘導項目は以下3つとします。

- (1) 駅間の屋外広告物に関する景観形成
(外堀通りから展望できるもの、鉄道の車窓から展望できるもの)
- (2) 駅前の屋外広告物に関する景観形成
(外堀通りから展望できるもの)
- (3) 眺望景観*の保全を目的とした屋外広告物に関する景観形成
(東京都指定の眺望点*：水辺・緑地景観)
※景観誘導項目1と2の範囲のうち、眺望点から特に大事な景観誘導項目とする。

景観誘導項目

(1) 駅間の屋外広告物に関する景観形成

(外堀通りから展望できるもの、鉄道の車窓から展望できるもの)

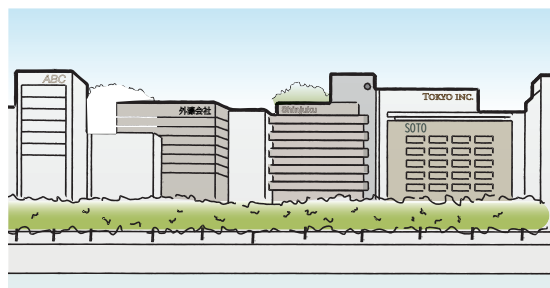
景観形成の目標

歴史あるおもむきや水とみどりを
四季折々に感じられる景観へ

具体的な方策

- ① 屋外広告物は背景となるまち、台地、みどり等や建築物の形態意匠*に配慮した設置計画を行う

対象となる行為： 建築物の新築等 屋外広告物の表示又は設置等



背景や建築物に配慮した屋外広告物を計画し、景観に調和させる。

- ② 道路に面した壁面は建築物の形態意匠を主として見せるため、屋外広告物は視認できる必要最小限の大きさと設置計画を行う

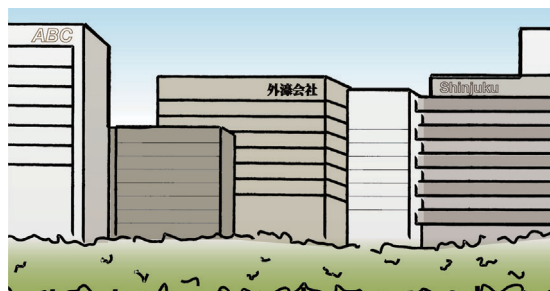
対象となる行為： 建築物の新築等 屋外広告物の表示又は設置等



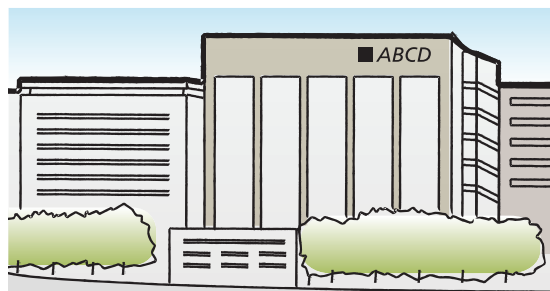
屋外広告物の掲出場所を必要最小限にし、建築物の形態意匠を見せる。

- ③ 中層部*、高層部*に設置する屋外広告は、ロゴと文字の大きさを揃えた切り文字*とする、余白を十分に用いるなど周辺景観や建築物に馴染むデザインとする

対象となる行為： 建築物の新築等 屋外広告物の表示又は設置等



建築物と一体的なデザインの屋外広告物を設置し、魅力的なまちなみをつくる。



ロゴと文字の大きさを揃え、建築物と一体的にデザインする。

建築物の新築等

屋外広告物の表示又は設置等

P. 358

4 屋外広告物の景観誘導に関する手続き

- ④ 低層部*はみどりや水辺の連続性に配慮しながら、隣接する屋外広告物と位置を合わせる、色彩や素材を揃えるなど、快適に歩いて楽しい空間づくりに配慮する

対象となる行為： 屋外広告物の表示又は設置等

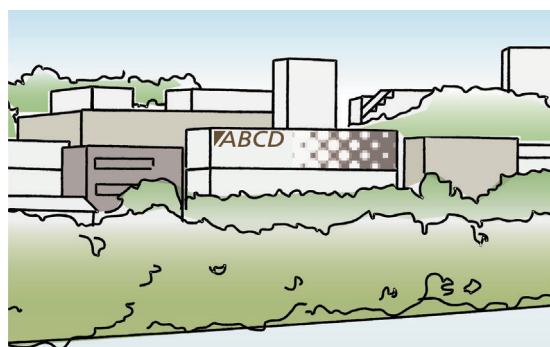
※エリアマネジメントの取組みと連携した規制緩和の制度を活用する場合があります。



隣接する屋外広告物と位置を揃え、連続性を創出する。

- ⑤ 屋外広告物のデザインでは高彩度*の色彩を避けるなど、外濠のみどりや水辺と調和した落ち着いた色彩を基本とする

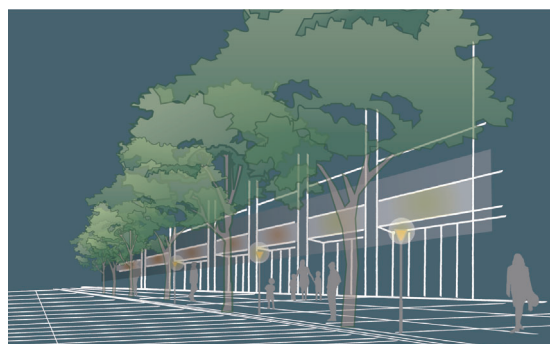
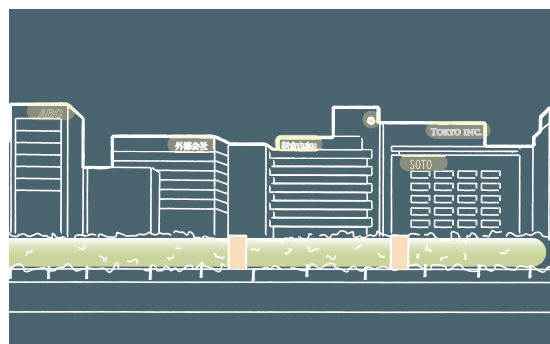
対象となる行為： 屋外広告物の表示又は設置等



屋外広告は水とみどりに調和した低彩度の色彩を用いる。

- ⑥ 夜間景観における屋外広告物について、中層部、高層部*は通り全体の雰囲気づくりに配慮した明るさとし、低層部は街路灯や建築物の照明と併せ安心して歩ける空間づくりに配慮する

対象となる行為： 屋外広告物の表示又は設置等



街路灯や建築物の照明と併せて安心して歩ける空間づくりに配慮する。

景観誘導項目

(2) 駅前の屋外広告物の景観形成

(外堀通りから展望できるもの)

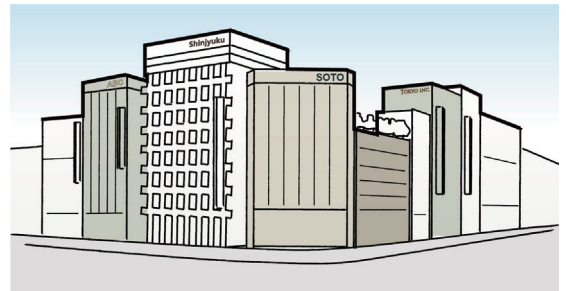
景観形成の目標

歴史あるおもむきや水とみどりの
連続性を意識した風格と賑わいの景観へ

具体的な方策

- ① 駅前やまちかどの顔は建築物の形態意匠*
でつくり、建築物と一体的に屋外広告物の設
置計画を行う

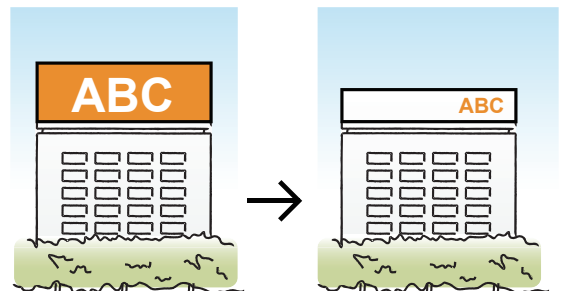
対象となる行為： 建築物の
新築等 屋外広告物の
表示又は設置等



駅前やまちかどの屋外広告は、建築物と一体的に計画し、建築物のデザインをみせる。

- ② 屋外広告物のデザインでは高彩度*の色彩
をできるだけ避ける、若しくは必要最小限の
面積に抑えるなど、外濠景観の風格と賑わいの
調和を図る

対象となる行為： 屋外広告物の
表示又は設置等



高彩度の色彩は必要最小限に抑えることで外濠周辺の景観などと賑わいの調和を図る。

- ③ 屋外広告は高層部*での表示・掲出は抑
え、低層部*は賑わいととも外濠周辺の景
観などに調和し、洗練された屋外広告物をつ
くる

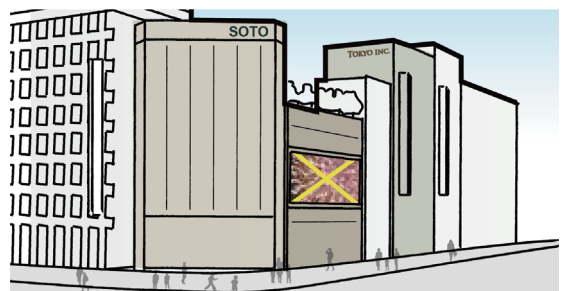
対象となる行為： 屋外広告物の
表示又は設置等



低層部では洗練された屋外広告物をつくり、賑わいと外濠周辺の景観などに調和させる。

- ④ 可変表示式屋外広告物*の表示・掲出は避
けるよう努める

対象となる行為： 屋外広告物の
表示又は設置等



東京都屋外広告物条例を準用してビジョン広告やデジタルサイネージの表示・掲出は避けるよう努める。

建築物の
新築等

屋外広告物の
表示又は設置等

P. 358

4 屋外広告物の景観誘導に関する手続き

屋外広告物

景観誘導項目

(3) 眺望景観*の保全を目的とした屋外広告物に関する景観形成

(東京都指定の眺望点*：水辺・緑地景観)

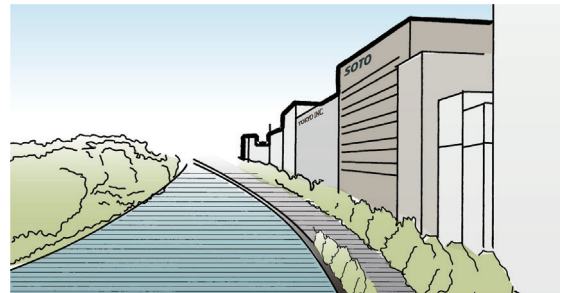
景観形成の目標

歴史あるおもむきや水とみどりの空間を
主役とした東京を代表する美しい眺望景観へ

具体的な方策

- ① 屋外広告物は眺望点からの見え方に配慮し、建築物と一体的に設置計画を行う

対象となる行為： 建築物の新築等 屋外広告物の表示又は設置等



眺望を保全するため屋外広告物は建築物と一体的に計画する。

- ② 原則、屋外広告物の表示・掲出は自家用広告物のみとし、眺望点から視認できる必要最小限の大きさとする

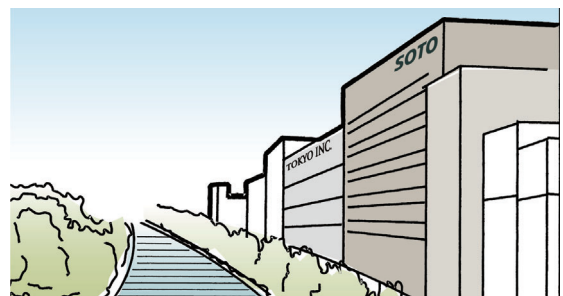
対象となる行為： 屋外広告物の表示又は設置等



原則自家用広告物のみとし、大きさを抑える。

- ③ 屋上広告物は設置しないよう努める
建築物と一体的に計画するよう努める

対象となる行為： 屋外広告物の表示又は設置等



建築物と一体的に計画するよう努め、眺望景観を保全する。

ガイドラインの拡充・見直し

都市計画道路*の整備、外濠の整備等、まちの変化と併せ、ガイドラインの拡充や見直しを行います。

参考

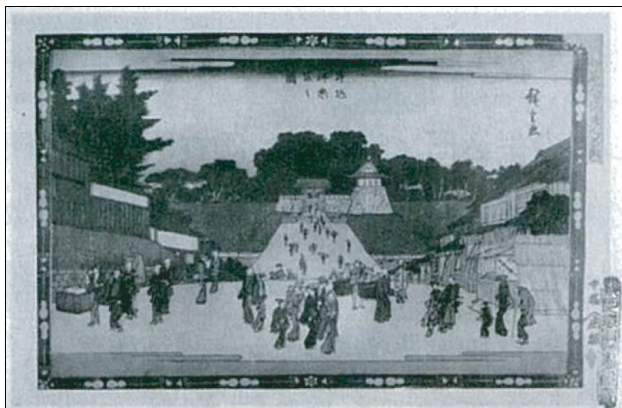
■ 外濠周辺地区の特性

外濠周辺地区は、国史跡江戸城外堀跡を含み、江戸時代から継承される歴史的資源である濠や見附城門跡に、近代以降、橋や鉄道、公園などが設置され、江戸から今日に至る都市の記憶の重層性を見ることができる地区です。

同時に、大都市の貴重な水辺空間であり、かつて外濠の構築にあたり、その地形が活用されたように、変化に富んだ地形を有しています。

現在は、周辺を含め豊かな水辺とみどりに囲まれ、春の桜、秋の紅葉、また昼間の賑わいや水辺の夜景など、季節や時間帯によって様々な表情をみせる潤いと安らぎの空間となっています。

また、地区計画*の策定、再開発事業などのまちづくりが盛んな地域でもあります。その他、東京都の皇居周辺地域の景観誘導*や、千代田区・港区・新宿区の3区連携による広域的な景観の取組みを行っています。



「東都名所坂づくし 牛込神楽坂之図」
歌川広重画（新宿歴史博物館蔵）



「甲武鉄道四ツ谷見付ヨリ陸軍幼年学校遠望の景」
明治末期（新宿歴史博物館蔵）

■ 景観まちづくり計画における区分地区の景観形成方針

新宿区景観まちづくり計画の「歴史あるおもむき外濠地区」において、屋外広告物に関する景観形成方針を示しています。

『歴史あるおもむきや水とみどりの空間における屋外広告物の景観誘導』

変化に富んだ地形、連続する水とみどりなど外濠の景観特性に応じた屋外広告物のデザイン誘導を進め、新宿区を代表する美しい都市景観を形成していきます。また、眺望景観*の保全を目的に、東京都屋外広告物条例*の制度と連携し、屋外広告物の景観誘導を進めます(P.29 参照)。

参考

ガイドラインの適用範囲 (外濠周辺地区)

